

第2次飯綱町行政改革大綱

【平成27年度～平成31年度】



平成26年12月

飯 綱 町

目 次

1. これまでの行政改革の取組	2
2. 町の現状と今後の見通し	2
(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行	
(2) 公共施設等の将来を見据えた管理計画	
(3) 合併特例期間終了による普通交付税の減少	
3. 行政改革の必要性について	4
4. 第2次飯綱町行政改革大綱の位置付けについて	4
5. 第2次行政改革大綱の理念について	4
6. 第2次飯綱町行政改革大綱の計画期間について	4
7. 行政改革の基本方針について	5
(1) 時代に対応した行政経営	
(2) 持続可能な財政の健全運営	
(3) 人材育成と組織機構の改革による行政体制づくり	
(4) 協働と連携による行政の推進	
8. 行政改革の具体的施策について	5
(1) 時代に対応した行政経営	
①行政評価制度の確立	
②定員管理及び給与体系の整備	
③行政情報化の推進	
④情報通信技術の利用による行政サービス	
(2) 持続可能な財政の健全運営	
①歳入の確保	
②歳出の抑制対策	
③財政状況の公表	
④町有資産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進	
(3) 人材育成と組織機構の改革による行政体制づくり	
①人材採用方針の明確化	
②人材育成の推進	
③組織機構の改革	
(4) 協働と連携による行政の推進	
①行政情報の発信	
②行政への町民参加	
③女性が参画しやすい環境づくり	
④地域連携の強化	
9. 行政改革の推進について	9
10. 行政改革の推進の公表	9

1. これまでの行政改革の取組

行政改革は、社会情勢や地域社会の状況を踏まえ、その時代において行政に求められる役割、期待や果たすべき責務を、常に最小の経費で最大の効果を挙げながら実現していくために、行政が自らを継続的に改革・改善していく取り組みです。

本町は平成 17 年 10 月の合併以後の行政改革の取組は、平成 18 年度から平成 26 年度を計画期間とする第 1 次飯綱町行政改革大綱に即し、住民の意見・要望に迅速に対応できる体制づくりを柱として、事務事業評価等の実施により、効率的かつ効果的な行政運営に取り組んできました。

2. 町の現状と今後の見通し

(1) 人口減少社会の到来、少子・高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、日本の総人口は、平成 16 年の 1 億 2,784 万人をピークに減少に転じ、人口減少、少子高齢化が急速に進展しています。

飯綱町においても、人口減少、少子高齢化が今後も更に進み、税収（自主財源）の減少による行政サービス水準や地域コミュニティ機能の低下、社会保障費の増加等による行財政運営面への影響が懸念されます。

≪飯綱町将来人口≫

(単位：人)

	H22	H27	H32	H37	H42	H47	H52
総人口	11,865	11,212	10,550	9,859	9,145	8,425	7,700
生産年齢人口	6,915	6,037	5,298	4,775	4,318	3,907	3,464
65 歳以上人口	3,604	4,003	4,236	4,206	4,047	3,802	3,570
高齢化率	30.4%	35.7%	40.2%	42.7%	44.3%	45.1%	46.4%

(出典：国立社会保障・人口問題研究所 平成 25 年 3 月推計)

*推計方法は、コーホート要因法による。(出生、死亡及び人口移動など、各要因ごとに計算して、将来人口を求める方法。)

*生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満の人口

*高齢化率：65 才以上の高齢者人口が総人口に占める割合

(2) 公共施設等の将来を見据えた管理計画

町民生活を支える水道、下水道、道路及び病院などの社会基盤や文化・スポーツ施設などの社会資本は、住民福祉の向上を目的に整備されてきたものですが、施設の老朽化等が課題となっています。

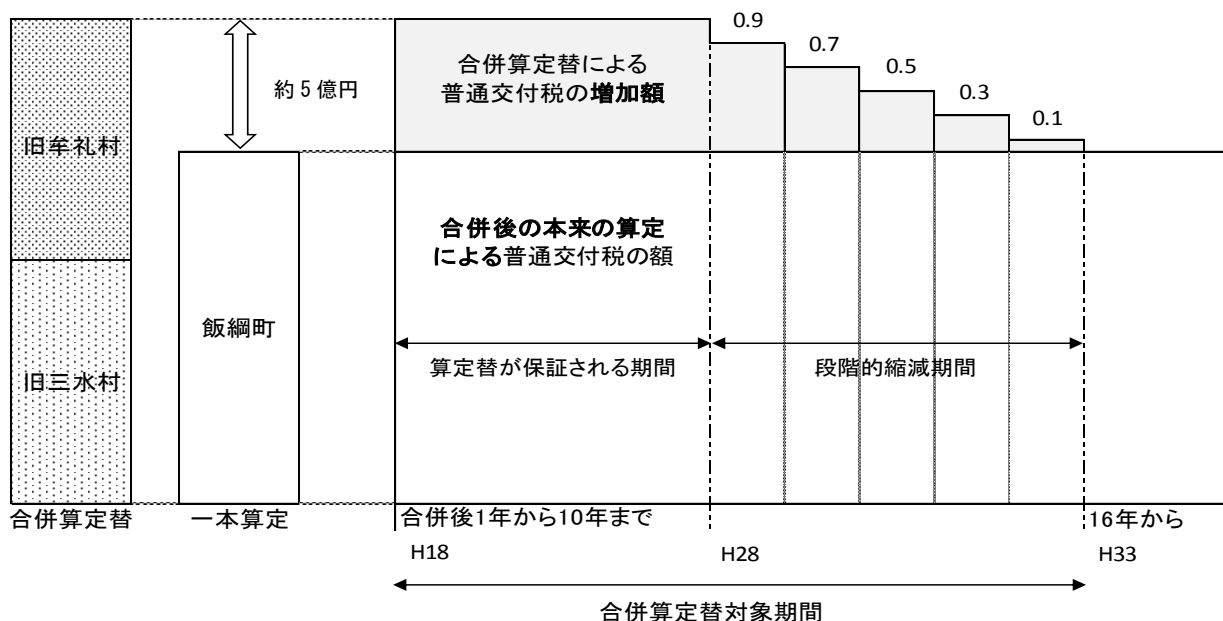
厳しい財政状況が続く中で、公共施設等の設置目的、利用状況及び耐用年数等を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・売却等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を行うことが必要となっています。

(3) 合併特例期間終了による普通交付税の減少

飯綱町は、合併後の財政運営が円滑に行われるよう 10 年間（平成 27 年度まで）は、合併による普通交付税の激減を緩和するため、旧 2 村が存在しているとみなして算定した普通交付税の合計額が保障され、その後の 5 年間（平成 32 年度まで）を段階的に縮減調整する「合併算定替」制度が適用されています。合併算定替の適用により、年間で約 5 億円が合併特例策として上乗せ措置されています。

平成 33 年度からは、この制度の適用はありませんので、普通交付税は現在より約 5 億円の減収が見込まれます。

段階的縮減が始まる平成 28 年度以降の財政運営は、これまで以上に厳しくなることから、健全財政への取組を強化する必要があります。



3. 行政改革の必要性について

地域のことは地域が決める地域主権型社会の進展により、「町は住民と協働し、自らの判断と責任により、地域の実情に即した行政を展開する」という自主・自立の考え方に即した行財政運営が求められています。

住民の価値観の多様化、人口減少、少子高齢化環境への急速な進展など社会情勢の変化に対応できるよう限られた人材、財源、町有資産などの経営資源を有効かつ効率的に活用し、「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、町民満足度を高める質の高い行政サービスの提供に取り組む必要があります。

4. 第2次飯綱町行政改革大綱の位置付けについて

第2次飯綱町行政改革大綱は、飯綱町総合計画に基づき、行政に求められる役割、期待や果たすべき責務を、常に最小の経費で最大の効果を挙げながら実現するための行財政運営の指針となるものです。

5. 第2次飯綱町行政改革大綱の理念について

持続、発展する地域社会の実現と町民生活の満足度の向上をめざし、限られた経営資源を有効かつ効率的に活用し、「最小の経費で最大の効果」が得られるよう、質、量とも最適な行政サービスの運営をめざします。

- *「質」・・・最小の経費で最大の効果が得られるよう町民の満足度を高める質の高いサービスの提供を目指し、成果重視の仕組みづくり、職員の資質向上や町民協働の推進などによる「質」の改革。
- *「量」・・・事務事業の再編整理等を図り、行財政の効率化・スリム化による「量」の改革。

6. 第2次飯綱町行政改革大綱の計画期間について

本大綱の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間と定めます。

7. 行政改革の基本方針について

この第2次大綱においては、継続した行政改革の取り組みに重点を置き、基本的には、第1次大綱の重点施策を引き継ぎ、次の4つの項目を柱として更なる行政改革に取り組み、町民の満足度の向上をめざし、引き続き積極的な行政改革を推進していきます。

(1) 時代に対応した行政経営

町民ニーズの変化等に対応するとともに、限られた経営資源の効率的、効果的な活用を図ることができるよう、行政評価システム等による成果を重視した行政経営を推進します。

(2) 持続可能な財政の健全運営

社会保障関係費の増加や合併特例期間の終了を見据え、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、事務事業の見直し、歳出の抑制、歳入の確保等に取り組みます。

(3) 人材育成と組織機構の改革による行政体制づくり

新たな行政課題に対応していくため、時代に即応した効率的な組織、機構の整備を進めます。

(4) 協働と連携による行政の推進

透明性が高く信頼される行政を実現するため、町政に関する情報を積極的に発信し、町民との情報共有を進め、町民参画の拡大や町民意見の反映に努めます。

8. 行政改革の具体的施策について

(1) 時代に対応した行政経営

① 行政評価制度の確立

行政評価制度を核に事務事業評価、施策評価等を行い、事業の必要性、有効性、効率性及び公平性を明らかにして、町のホームページで公表し、評価結果を事業計画、予算、組織体制等に反映させ、成果を重視した行

政経営を推進します。また、第三者による外部評価の導入により、行政評価の客観性・透明性を確保することが必要であり、外部評価委員会の設置について検討を進めます。

②定員管理及び給与体系の整備

地域主権の推進や住民ニーズ、事業成果を踏まえた業務量及び財政状況を考慮して、定員管理計画を策定し計画的に管理するとともに、職員の職務・職責及び業務実績など人事評価制度を反映した給与体系の整備を推進します。

③行政情報化の推進

町民への積極的な情報提供と情報の共有を図るため、町民にとって利便性の高いシステムを構築し、情報セキュリティの確保に配慮し推進します。

④情報通信技術の利用による行政サービス

町ホームページからの各種手続き・申請書様式のオンライン化の充実を図るとともに、情報セキュリティの確保と利用可能な電子申請の導入に取り組みます。

(2) 持続可能な財政の健全運営

①歳入の確保

安定した自主財源の確保を図るため、町有資産の活用や企業誘致による新たな財源の確保及び町税等の収納率の向上と未収金徴収対策の取り組みを積極的に進めるとともに、行政サービスの受益と負担の適正化を図ります。

②歳出の抑制対策

厳しい行財政環境の中で政策を効果的に執行するには、費用対効果を基本に町民との協働を推進しながら行政コストの低減と経費を節減する中、歳出構造の見直しと財源配分の重点化を図ります。特別会計については、

特定の目的のための経費を特定の収入をもって充てるという原則に基づき、歳入の確保に努めるとともに事業の適正化を図り、一般会計からの繰り入金削減に取組みます。

③財政状況の公表

地方財政の状況が極めて厳しい中で、町民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について経営意識をもった分析を行うとともに、より積極的に情報を開示することが必要であり広く町民に公表していきます。

④町有資産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

土地、建物など町有資産の適正な管理に努めるとともに、活用のない土地や施設の売却・利活用について様々な視点から検討します。また、公共施設の管理運営については、民間活力の導入など検討し効率的な管理運営を推進します。

(3) 人材育成と組織機構の改革による行政体制の強化

①人材採用方針の明確化

地方分権の進展に伴い、より複雑・高度化する行政課題に対して果敢に取り組む人材の確保が求められています。

人材採用の中で重要なことは、必要な人材を明確にすることです。

定員管理、年齢構成を考慮し、定員管理計画に基づき、求める人材の資質・能力など人材採用の方針を明確にして、人材確保の取組を推進します。

②人材育成の推進

職員の向上心を高め、職員の持つ能力を最大限に発揮できる仕組みと計画的な人材育成や職場の活性化を推進するため、飯綱町人材育成基本方針に即して取組みます。

③組織機構の改革

飯綱町を取巻く少子化・高齢化、福祉の問題など社会経済情勢が急激に変化していく中、新たな行政課題や多様な町民ニーズに対応するため

に、横断的に取り組む庁内プロジェクトチームを有効に機能させ、積極的な活用を図るとともに、組織機構の見直しや町民サービスの体制づくりを行います。

(4) 協働と連携による行政の推進

①行政情報の発信

行政の公正の確保と透明性の向上を図るため、個人情報の保護に留意しながら行政情報を積極的に公開、提供することにより町民との情報の共有に努めます。

②行政への町民参加

町民参加による開かれた行政を推進するため行政情報をわかりやすく提供し、町民が町政に参加しやすい環境整備を進め、住民の多様な発想から生まれる住民企画提案制度による提案募集や各種審議会等の委員の選任にあたっては公募による登用に努め、協働によるまちづくりを推進します。

③女性が参画しやすい環境づくり

行政を町民との協働により推進するためには、施策・意思決定の場や自治組織などへ男女が主体的に参画し、意見を活かしていくことが重要です。女性の参画をより推進するため、家庭や地域、社会の中で女性があらゆる分野の施策、意思決定の場に参画する機運を醸成し、審議会等の女性委員の登用の向上に努め、登用率50%を目標にします。

④地域連携の強化

自助・共助・公助の考え方を基本とし、町民と行政の役割分担を明確にするとともに、区、組や各種団体、ボランティア団体、NPOとの連携をより密にした地域連携による行政運営を行います。

9. 行政改革の推進について

行政改革の取組を着実に推進するため、具体的な取組内容と効果を明示する「行財政改革プラン」を策定します。そして、具体的な取組に対する成果と評価、課題を的確に把握することにより進捗を管理し、第2次大綱計画期間中において、行財政改革プランの必要な見直しを行うことで着実な成果が得られるよう行政改革を推進します。

10. 行政改革の推進の公表

行政改革大綱およびその進捗状況については、広報紙やホームページを通して町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進します。